

軽自動車やバイクを所有する皆さん!

課税は4月1日が基準日です

軽自動車やバイクは、4月1日に所有している人に税金が課税されます。皆さんはきちんと手続をしていますか？

手続は3月末までに

軽自動車税は市税で、軽四輪（軽三輪）や二輪、原動機付自転車、小型特殊自動車などに課税されます。これに対して自動車税は県税で、普通自動車などに課税されます。

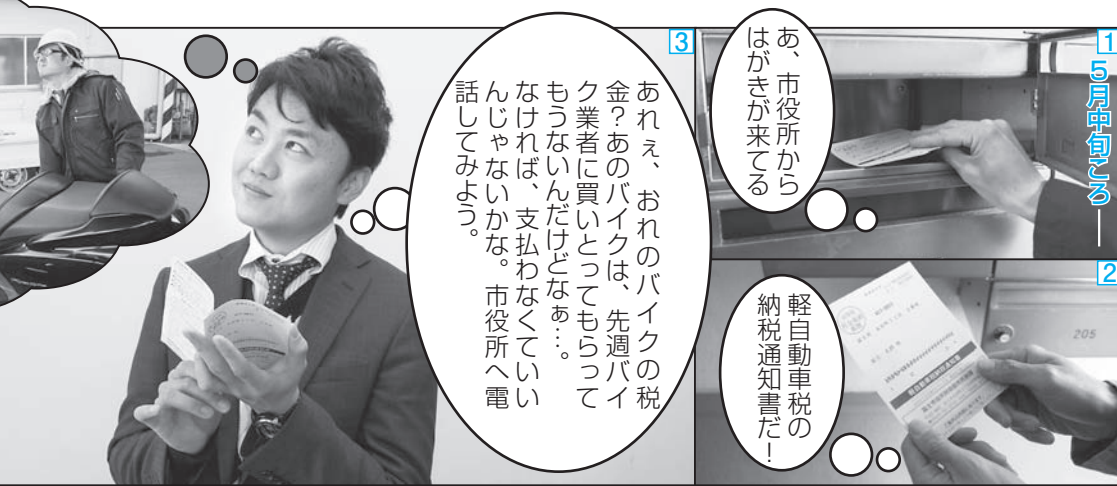
市で課税する軽自動車税は、4月1日に所有している人に税金が課税されます。

手続が4月1日を過ぎてしまうと、1年間分の税金を支払うこととなります。

また、手続をしなければ毎年課税されるため、トラブルの元になります。手続は3月末まで（ことしは3月31日が土曜日のため30日まで）にしてください。

納税通知書は5月中旬に送付します。納期限は5月31日です。

納税通知書は5月中旬に送付します。納期限は5月31日です。



1 5月中旬ごろ

2 軽自動車税の納税通知書だ!

3 あれえ、おれのバイクの税金?あのバイクは、先週バイク業者に買いつけてもらってもうないんだけどなあ...。なければ、支払わなくていいんじゃないかな。市役所へ電話してみよう。

軽自動車税と自動車税の違い	年度途中で取得		年度途中で廃車
	軽自動車税	課税されません	1年間分の課税還付なし
自動車税	月割で課税	月割の還付あり	



こんなときは手続を!

変更などをしたときの申告は法律で義務づけられていて、手続をしないと条例で罰せられます。自動車やバイクの手続は、車種によって、申請手続場所が違います（7ページ上表）。

所有者が市外へ引っ越しをする各申請手続場所での変更手続

市外へ引っ越しをする場合は住所変更などが必要です。軽自動車やバイクを所有している人は、市役所2階の市民課で届け出をした後、市役所3階の市民税課にお寄りください。手続場所や必要書類などを説明します。

原動機付自転車の場合

市外へ引っ越しする場合、富士市のナンバーを抹消。市外から転入した場合、富士市のナンバーを新規取得。手続場所は市民税課

持ち物は事由によって異なります。事前に市民税課へお問い合わせください。

盗難に遭った

警察に盗難届を出して、各申請手続場所での廃車の手続
盗難届を出しただけでは、課税され続けます。

解体処理業者などに解体を依頼したナンバープレートや車検証などを回収し、各申請手続場所での廃車の手続

知人などから譲ってもらった・知人などへ譲った
各申請手続場所での名義変更

原動機付自転車の場合

市外の人から譲ってもらった場合、市外のナンバーを抹消し、富士市のナンバーを新規取得。市外の人に譲った場合、富士市のナンバーを抹消。手続場所は市民税課

富士市のナンバープレートが破損・紛失した
市民税課で、現在のナンバーを抹消し、新しいナンバーを新規取得

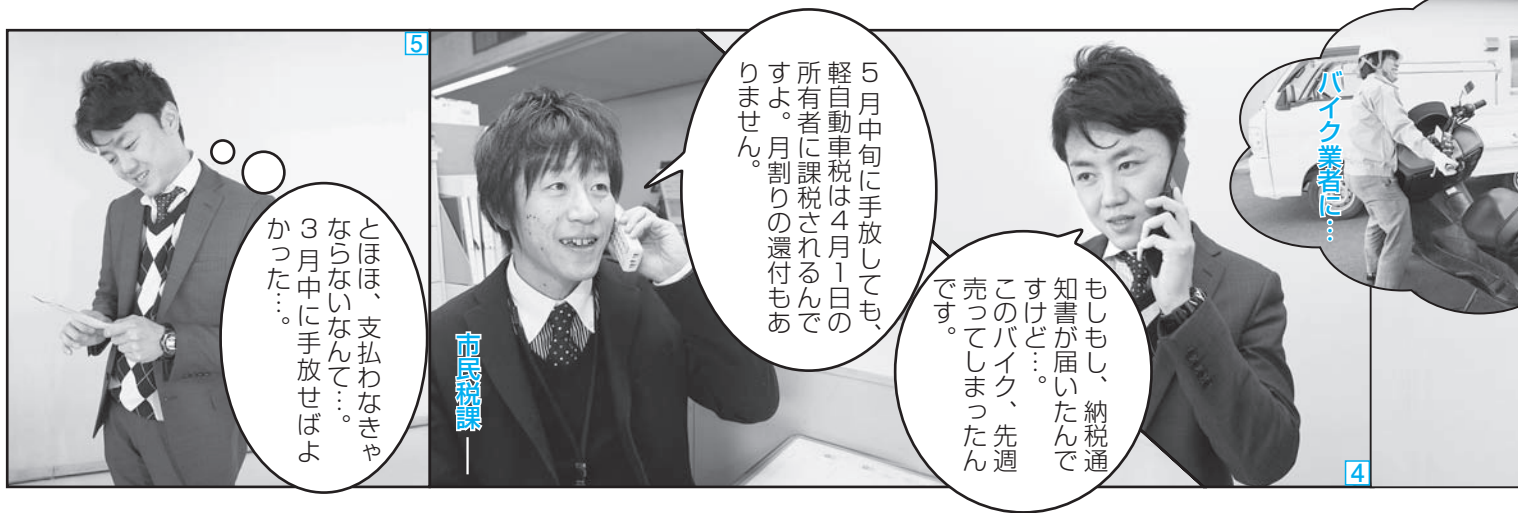
所有者が死亡した
各申請手続場所での廃車・名義変更手続

問い合わせ

市民税課 ☎(55)2735

FAX(53)0974





車種区分	申請手続場所	税金に関する問い合わせ
原動機付自転車 (125cc 以下) 小型特殊自動車・ミニカー	市民税課 市役所 3 階南側 ☎55-2735	市 税 市民税課 (市役所 3 階南側) ☎55-2735
軽二輪 (250cc 以下)	全国軽自動車協会連合会 (駿東郡長泉町下土狩 1069-1) ☎055-988-4022	
小型二輪 (250cc 超)	静岡運輸支局沼津自動車検査登録事務所 (沼津市原字古田 2480) ☎050-5540-2051	
軽三輪、軽自動車 (軽四輪)	軽自動車検査協会静岡事務所沼津支所 (駿東郡長泉町下土狩 1069-1) ☎055-988-3847	
普通自動車	静岡運輸支局沼津自動車検査登録事務所 (沼津市原字古田 2480) ☎050-5540-2051	県 税 富士財務事務所 (県富士総合庁舎 3 階) ☎65-2118

自動車やバイクの手続は車種によって取り扱う場所が違います。手続内容によって必要書類などもそれぞれ違うので、手続をするときは必ず各機関へお問い合わせください。

車種によって申請手続場所が違う

軽四輪乗用		軽四輪貨物		小型二輪	軽二輪	原付		
自家用	営業用	自家用	営業用	250cc 超	250cc 以下	125cc 以下	90cc 以下	50cc 以下
7,200 円	5,500 円	4,000 円	3,000 円	4,000 円	2,400 円	1,600 円	1,200 円	1,000 円
ボートトレーラー		軽三輪		ミニカー	小型特殊 (フォークリフトなど)	小型特殊 (農耕用)		
2,400 円		3,100 円		2,500 円	4,700 円	1,600 円		

※普通自動車の税金については富士財務事務所 (☎65-2118) へお問い合わせください。

税率(税額)表

次の人は要手続!
軽自動車・バイクを使用している
事業所などの皆さん

市内の事業所などで使用する軽自動車やバイクは、車検証などの住所を市内の住所に変更する必要があります。また、原動機付自転車などは富士市のナンバーを取得しなければなりません。

障害がある人

身体や知的、精神の障害がある人に対して減免制度があります。障害の等級や障害者本人の所有か、運転する人などが決まります。減免は軽自動車税と自動車税とを併用して受けられます。まずは市民税課へ電話などでお問い合わせください。

なお、減免の申請期限は納期限の7日前です。

自賠責保険が未加入の人

自賠責保険は対人保険制度で、すべての自動車加入を義務づけられています。未加入者には重い罰則規定があります。自賠責保険に必ず加入してください。

フォークリフト・農耕用トラクターなどを所有しナンバープレート未取得者

フォークリフト・農耕用トラクターなどは公道を走行しなくても所有していれば、ナンバープレートをつけないければなりません。まだ取得していない人は、市民税課で手続をしてください。